

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	費用の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町検診費用徴収規則第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町検診費用徴収規則第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町検診費用徴収規則 （費用の免除） 第 4 条 次に該当する者は、費用の徴収を免除する。 （1） 70 歳以上の者（年度末年齢を基準とする。） （2） 65 歳以上 70 歳未満の者で、身体障害者手帳 1 級～ 3 級、療育手帳重度（A）、 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級、障害年金 1 級、2 級のいずれかに該当 する者 （3） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者及 びその世帯員 （4） 市町村民税非課税世帯に属する者
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日